

法人税の税率

1、各事業年度の所得

区分		事業年度	H11. 4. 1以後開始	H20. 12. 1以後開始
普通法人	資本金1億円以下	年800万円以下	22%	22%
		年800万円超	30%	30%
	資本金1億円超及び相互会社		30%	30%
協同組合等			22%	22%
公益法人等	一般社団法人等	年800万円以下	22%	22%
		年800万円超		30%
	上記以外		22%	22%
人格のない社団等	年800万円以下		22%	22%
	年800万円超		30%	30%
特定の医療法人等			22%	22%

※ 一般社団法人等：法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。

上記以外：法人税法別表第二に掲げる公益法人等のうち上記の一般社団法人等以外の学校法人、社会福祉法人、宗教法人などをいう。

2、清算中(予納申告)の所得

区分		事業年度	H11. 4. 1以後開始	H20. 12. 1以後開始
普通法人	資本金1億円以下	年800万円以下	22%	22%
		年800万円超	30%	30%
	資本金1億円超及び相互会社		30%	30%
協同組合等			22%	22%

3、解散又は合併の場合の清算所得

区分	事業年度	H11. 4. 1以後開始	H20. 12. 1以後開始
普通法人		27.1%	27.1%
協同組合等		20.5%	20.5%